

# 熊本保健科学大学同窓会連合会則

平成 26 年 2 月 25 日制定

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は、熊本保健科学大学同窓会連合という。
- 第 2 条 この会は、本部を熊本保健科学大学内（熊本市北区和泉町 3 2 5 番地）におく。
- 第 3 条 この会は、会員相互の親睦を図ると共に、学術技能の向上に努め、母校の名声を宣揚し、その発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 各学科・別科同窓会の連携を深めること。
  - 2 3 年間程度ごとに、各学科・別科同窓会合同の行事を行うこと。
  - 3 その他母校の発展に関する支援を行うこと。

## 第 2 章 会 員

- 第 5 条 この会の会員は、医学検査学科、看護学科、リハビリテーション学科、助産別科同窓会の正会員とする。
- 第 6 条 会員は住所、氏名、勤務先等に変更が生じた場合は、その都度各同窓会に通知するものとする。

## 第 3 章 役 員

- 第 7 条 この会に、次の役員をおく。
- |      |                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 名誉会長 | 熊本保健科学大学学長                                                                         |
| 会長   | 1 名                                                                                |
| 副会長  | 2 名                                                                                |
| 評議員  | 各学科・別科から原則として 2 名（会長・副会長は評議員人数から除く。リハビリテーション学科は専攻ごとに 1 名の 3 名とする）、助産別科 1 名、大学側 1 名 |
| 監事   | 2 名（大学側 1 名、評議員 1 名）                                                               |
- 第 8 条 役員を選出方法は次のとおりとする。
- 1 会長及び副会長は、評議員会において互選とするが、各学科より 1 名を原則とする。
  - 2 評議員及び監事は、各同窓会から選出する。
  - 3 監事は会長・副会長を選出した学科以外の同窓会評議員が務める。
- 第 9 条 役員の職責は、次のとおりとする。
- 1 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
  - 3 評議員は、会長の諮問する重要事項を審議する。
  - 4 監事は、この会の経理を監査し、役員会に報告する。
- 第 10 条 役員の任期は、3 年とする。但し再任は妨げない。
- 第 11 条 この会は、本部に事務局を設け、庶務、会計の係をおく。
- 2 庶務は、各同窓会との連絡等庶務一般を担当する。
  - 3 会計は、会計業務全般を担当する。

## 第4章 会 議

第12条 会議は、会長、副会長、評議員、監事からなる役員会とする。

第13条 役員会は、毎年本校において会長の召集により行う。但し、都合によって開催地を変更することができる。また、会長が必要に応じてこれを招集する場合がある。

2 役員会は、事業計画の決定、事業報告の承認、その他会長が付議した重要な事項を議決するものとする。なお、議決に当たっては役員の過半数以上を必要とする。

## 第5章 会 計

第14条 この会の経費は、各同窓会および熊本保健科学大学からの拠出金とする。

第15条 この会の予算及び決算は、役員会においてその承認を得なければならない。

2 決算書には、すべての財源及び使途ならびに現在の経理状況を明らかにし、会計監査を受け、その意見書を添付しなければならない。

3 決算書は各同窓会に開示されなければならない。

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条 この会の会計経理は、この会則に定めるもののほか、会計規則で定める。

## 第6章 会則の変更

第18条 この会の会則の改正は、役員会において承認を受けなければならない。

## 付 則

1 この会は、平成24年5月15日より発足する。

2 この会則は、平成26年3月1日から施行する。

# 会 計 規 則

平成 26 年 7 月 1 日制定

- 第 1 条 この規則は、会則 17 条に基き、会計に関する必要な事項を定める。
- 第 2 条 会計は、経費及び物品の出納事務を取り扱い、会計担当事務局がこれを行う。
- 第 3 条 出納の事務は、すべて文書により処理し、会長の決済を経なければならない。但し、請求書または領収書徴収不能の場合は、会長及び副会長の認定を以て、これにかえることができる。
- 第 4 条 会計または支出に対し、不当と認められた時は、役員会にはかるものとする。
- 第 5 条 予算外の支出または予算超過の支出に当てるため、予備費を設けることができる。
- 第 6 条 出納の経理を明らかにするため、下記の帳簿を備え、証書類と共に保管しなければならない。
- (1) 金銭出納簿 (2) その他の補助簿
- 第 7 条 会務のために出張する者または会務に従事する者に対しては、最低限必要と思われる旅費及び行動費を支給することができる。
- 第 8 条 会計は、年度毎に収入支出決算書を作成し、会計検査を受け、その意見書を付して、役員会に提出しなければならない。
- 第 9 条 会計は、必要と認める時は会長の承認を経て、資金前渡を行うことができる。この場合事務終了後直ちに精算しなければならない。
- 第 10 条 この規則の改正は、役員会の承認を得なければならない。
- 第 11 条 この規則は、平成 26 年 7 月 1 日より施行する。

## 旅費及び行動費支給規定

平成26年7月1日制定

- 第1条 この規定は、会計規則第7条の規定により旅費及び行動費支給に関する必要な事項を定める。
- 第2条 この会の会員及びその他の者で、会長の命令又は要請により会務のため出張する者又は会務に従事する者にはこの規定により旅費及び行動費を支給する。
- 第3条 前条の旅費とは、航空賃、鉄道賃、船賃、車賃（以下、交通費という）の実費及び会長が必要と認めた場合の宿泊料とする。
- 第4条 行動費は日数に応じ、宿泊料は夜数に応じて支給する。
- 第5条 交通費・行動費については、別表の基準に従って支給する。
- 第6条 会長は時宜により旅費及び行動費の一部もしくは全部を支給しないことができる。
- 第7条 この規定の改正は役員会の承認を得なければならない。
- 第8条 この規定は平成26年7月1日より施行する。

(別表) 行動費・交通費基準

| 項目  | 基準            | 支給額   |
|-----|---------------|-------|
| 行動費 | 事務会議費         | 1000円 |
|     | 催物実務費         | 3000円 |
| 交通費 | 10km未満        | 無し    |
|     | 10km以上 20km未満 | 1000円 |
|     | 20km以上 30km未満 | 2000円 |
|     | 30km以上 40km未満 | 3000円 |
|     | 40km以上 50km未満 | 4000円 |
|     | 50km以上        | 5000円 |
|     | 県外            | 実費    |